

信頼できる業者を選ぶ ポイントを教えて!

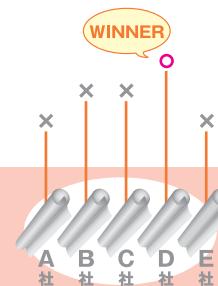


**ポイントは6つ!
リフォネットも活用してみましょう。**

業者選びは、リフォーム成功への最大のポイントです。
以下の6項目をしっかりおさえて選んでください。

ポイント 1

最初は3~5社程度をリストアップ。複数の業者から見積りを取る「相見積もり」で比較検討して最終的に1社に絞り込む。



ポイント 2

業者の住所を確認。事業所と現場の距離は車で1時間以内が目安。対応がしっかりとっているか、実際にやって確かめる。



ポイント 3

リフォームについて経験豊富で実績のある業者で、資格を持ち、専門業者の団体に加盟している。



ポイント 4

依頼する工事内容が業者の得意分野で、これまでの実績を喜んで見せてくれるところが最適。



ポイント 5

自社内に施工管理の体制があり、工事保証など施工後のフォローも十分になっていれば、工事后も安心できる。

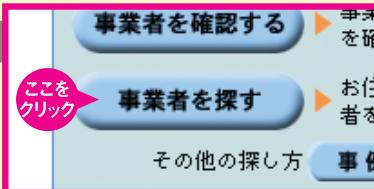


ポイント 6

明朗会計が一番。内訳明細がきちんと書かれた見積書でなければ、誠実な業者とはいえない。



リフォネットでリフォーム事業者を探してみましょう



①

②

③



リフォネットのトップページ左上の「リフォネット登録事業者情報」の「事業者を探す」をクリック。

「事業者を探す」のページが表示されます。「絞り込み条件の入力」の「リフォーム内容で探す」と「事業者の内容で探す」に、実際の工事場所や工事の内容を入力し、一番下の実行をクリック。



検索結果一覧が表示されます。検索条件にあてはまるすべての会社名・所在地・事業範囲や従業員数、営業範囲、会社の特徴などが記載されています。

名簿でも確認できます。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住宅リフォーム支援者名簿」は、増改築相談員、マンションリフォームマネジャー、リフォーム登録事業者を一覧にしたものです。全国の都道府県、市区町や消費生活センターの相談窓口などで閲覧できます。

※詳しくは各相談窓口へお問い合わせください。



「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守することを約束した事業者だけがリフォネットに登録されています。

リフォーム支援ネット「リフォネット」には、住宅リフォーム推進協議会が定めた「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守することを約束した事業者のみが登録されています。この倫理憲章は、住宅リフォームの関連業者が事業を適切に行なう際の共通の行動規範となるものです。



住宅リフォーム事業者倫理憲章

1. 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
2. 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
3. 見積や契約等について誤解を生じないよう正確で分かりやすい書面により、適正な業務遂行に努める。
4. 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
5. 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
6. 住まいの質の向上を目指し、専門知識の修得と技術・技能の研鑽に努める。
7. 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と、資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

住宅リフォーム推進協議会 <http://www.j-reform.com/>

住宅リフォーム推進協議会は、住宅リフォーム関連団体と、全国の都道府県・政令市等で構成された住宅リフォームの基幹となる全国組織です。リフォーム市場に関する統計調査、消費者向けの様々なパンフレットの配布、標準契約書式の普及、消費者とリフォーム市場をつなぐ人材育成方法の検討など、リフォーム市場の基盤整備に向けた幅広い活動を展開しています。

工事を始める前に「工事登録」

消費者のみなさんがリフォネット登録事業者と契約するリフォーム工事の内容を登録することができます。リフォネット相談センターでは、登録された工事に関する相談を受付けています。また相談内容により、必要に応じて事実関係の調査を行い、結果を報告します。



●工事登録制度の流れ●

工事登録票提出

工事登録の受付

必要に応じて

登録された工事について相談

事業者へのヒヤリング等
事実関係を調査・報告

リフォームに関する代表的な資格

●増改築相談員……………約18,000人(平成17年4月現在)

住宅建築の実務経験が10年以上のベテランの方で、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが企画したリフォームに関する専門の研修をうけ、
検査に合格し、登録した方です。



●マンションリフォームマネジャー……約5,500人(平成17年4月現在)

マンションの特性とその制約を踏まえたプランの提案や、工事にあたって管理組合や施工業者に対して適切な指導・助言を行ないます。(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが行なう試験*に合格し、登録した方です。



*平成17年度
実施概要

●試験日: 平成17年10月2日(日) ●受付: 平成17年6月27日(月)~8月12日(金)
●試験地: 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡 ●お問い合わせ: 03-3261-4567